

東浦町国民健康保険出産育児一時金直接支払制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東浦町国民健康保険被保険者（以下「被保険者」という。）の経済的負担の軽減を図るため、東浦町国民健康保険条例（昭和36年東浦町条例第5号）第6条に規定する出産育児一時金（以下「出産育児一時金」という。）の直接支払制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「直接支払制度」とは、出産育児一時金を被保険者の出産に要した費用に充てるため、当該被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）が、国内の病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）との間に、出産育児一時金の支給申請及び受領に係る代理契約（以下「代理契約」という。）を締結の上、医療機関等が被保険者に対して請求する出産費用の額（当該請求額が出産育児一時金として支給される額を上回るときは出産育児一時金として支給される額）を限度として、医療機関等が世帯主に代わって出産育児一時金の支給申請及び受領を直接町と行うことにより、出産育児一時金を受け取る制度をいう。

(対象者)

第3条 直接支払制度を利用することができる者は、平成23年4月1日以後の出産に係る出産育児一時金の受給権を有する世帯主とする。

(直接支払による支給)

第4条 直接支払制度を利用しようとする世帯主は、医療機関等と出産育児一時金の申請及び受領に係る代理契約を締結しなければならない。

2 前項の代理契約を締結した医療機関等は、世帯主に代わって出産育児一時金を愛知県国民健康保険団体連合会（以下「支払機関」という）を通じて町に請求することができる。

3 町長は支払機関から前項に係る出産育児一時金の請求があったときは、その内容を確認の上、支給決定するとともに、直接支払制度を利用した世帯主に対し、支給決定通知を送付するものとする。

4 町長は前項の支給決定をしたときは、支払機関を通じて医療機関等に出産育児一時金を支払うものとする。

(差額の支給)

第5条 直接支払制度を利用した世帯主であって、出産費用の額が出産育児一時金の額に満たないものは、その差額について町長に出産育児一時金差額支給申請書（別記様式）により申請するものとする。

2 世帯主は、前項に規定する申請を行うときは、次の書類を添付しなければならない。

(1) 医療機関等が発行する申請及び受取に係る代理契約を締結していることを証する書類

(2) 医療機関等が発行する出産費用の内訳を記した書類

3 町長は、第1項による申請が行われたときは、世帯主に対し、支給決定し、その差額を支払うものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年8月18日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の東浦町国民健康保険出産育児一時金直接支払制度実施要綱の規定に基づいて作成されている出産育児一時金差額支給申請書は、当分の間、この要綱による改正後の東浦町国民健康保険出産育児一時金直接支払制度実施要綱の規定にかかわらず、使用することができる。

別記様式

出産育児一時金差額支給申請書

年 月 日

東浦町長

世帯主 住所 東浦町大字 字

氏名

電話

次のとおり申請します。

| | | | |
|----------|----------------|-------------|-------|
| 被保険者記号番号 | | 申請額 | 円 |
| 分娩年月日 | 年 月 日 | | |
| 生まれた子の氏名 | | 世帯主との続柄 | |
| 母の氏名 | | 母の資格 取得日 | 年 月 日 |
| 分娩の種類 | 正常分娩 ・ 死産(第 週) | | |

振込先金融機関

| | | | |
|------|----|------|------------|
| 銀行 | 支店 | 口座番号 | 口座名義(フリガナ) |
| 信用金庫 | | 普通 | |
| 農協 | | 当座 | |

- 注 1 死産の場合は、死産証書又は埋火葬許可書の写しを添付してください。
- 2 医療機関等から交付される代理契約を締結していることを証する書類を添付してください。
- 3 出産費用領収明細書の写しを添付してください。
- 4 死産（流産及び人工中絶を含む。）の場合は、「生まれた子の氏名」欄の記載は不要です。